

【起点】 起点は調査対象地の最北端とした。

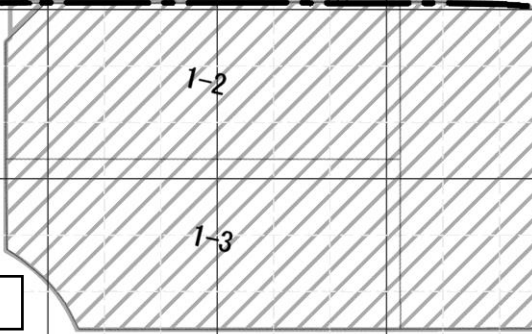
梅田三丁目

G F 30 E D C B A



角田町

37



梅田一丁目

【格子の回転角度】
 起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線を右に 59°25'1"回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

曾根崎二丁目

小松原町

- 【凡例】
- 調査対象範囲
 - 形質変更時 要届出区域
 - 30m 格子
 - - - 単位区画
 - · - · - 町・丁境界

